

平成27年度第1回森林の未来を考える懇談会 議事録

- 1 日 時 平成28年1月20日
- 2 場 所 杉妻会館4階 牡丹
- 3 出席委員 10名
- 4 議 事

司会
(森林計画課
主幹)

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
これより、平成27年度第1回森林の未来を考える懇談会を開催いたします。
はじめに、福島県農林水産部 水戸次長より御挨拶を申し上げます。

農林水産部次長

平成27年度第1回「森林の未来を考える懇談会」の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

皆様には委員就任について御承諾をいただき、心より感謝申し上げます。委員改選後初めての懇談会となりますが、皆様には平成28年度末まで、森林環境税を活用して取り組む事業に対する御意見や評価をいただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、東日本大震災から5ヶ年が過ぎようとしていますが、本県は様々な困難に直面しながらも、福島の未来を切り拓く様々な拠点施設整備の進展や新たな産業創出への取組など、復興の光が着実に広がりを見せております。

特に県土の七割を占める森林につきましては、間伐などの森林整備による森林の多面的機能の維持と放射性物質対策に一体的に取り組むとともに、県産材を使った住宅再建の支援、木質バイオマス利用施設の整備支援など、森林資源の有効活用を進めることで本県林業・木材産業の活力回復に取り組んでいるところであります。

また、平成30年開催の全国植樹祭は、緑豊かな森林の再生を進めるとともに、多くの方々から頂いた復興支援への感謝の気持ちを広く発信する重要なシンボル行事であり、これを機に、県民一人一人が参画する森林づくり活動を一層推進していくこととしております。

こうした中、森林環境税につきましては、昨年12月に平成32年度まで、課税期間が延長されたところであり、「豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造」を基本理念に、森林環境の保全や県産材活用の推進、森林環境学習などを実施するとともに、福島の森林の現状と取組の情報を発信し、森林を県民一人一人が守り育て、次世代へ引き継いでいく取組を継続して行っていきたいと考えております。

本日の懇談会におきましては、平成28年度以降の森林環境税を活用した取り組みに関する検討結果等について御報告し、御意見を賜るとともに、平

成30年全国植樹祭の本県開催について、お伝えしたいと考えております。

限られた時間ではありますが、委員の皆様には、闊達な御議論を期待申し上げます。あいさついたします。

司会

本日は、委員10名、全員の出席となっておりますので御報告いたします。また、石川委員の到着が遅れている旨御報告いたします。次に、今年度の委員改選により、新たに御就任いただいた方もおられますので、名簿順に自己紹介をしていただきたいと思います。まずは、薄井委員からお願いいたします。

薄井委員

福島県森の案内人の会の代表理事をさせていただいております、薄井と言います。よろしく願います。

小椋委員

小椋能子と申します。南会津町で材木、木の店と工場をやっておりまして、林業振興協議会ということで、出席をさせていただいております。よろしく願います。

菊池委員

菊池壮藏です。この会はずいぶん長いです。発足時からずっといて、そろそろ引退させてくれと言いつつも、大学の方も既に去年の3月で定年退職で、今は契約職員として授業だけはやらされているんですが、あと1年と任期ということで、よろしく願います。

木田委員

福島県樹木医会の方から参りました、木田都城子と申します。いわきの方で樹木医をしております。今後ともよろしく願います。

関根委員

福島市の関根文恵と申します。よろしく願います。東日本大震災をきっかけに教育旅行ですとか、視察の受け入れのNPOをやっております。よろしく願います。

曾根委員

曾根久子と申します。自然保護協会の福島県の理事をしています。震災後、自然保護協会の活動の様子も大きく様変わりしてしまいまして、またここに顔を出させていただいてます。どうぞよろしく願います。

塚本委員

塚本竜也と申します。福島環境未来塾という若者達と森林づくりを進めるNPOの代表をしております。よろしく願います。

馬場委員

昭和村長をしております馬場と申します。縣市町村会の副会長と云うことではありますが、私初めて出席させていただきます。よろしく願います。

松本委員

名倉山酒造の取締役をしております、松本裕美と申します。また、よろ

しくお願いいたします。お世話になります。

司会 ありがとうございます。また、本日は「森の未来を考える懇談会」設置要綱第6条に基づく座長の指名によりまして、福島大学経済経営学類沼田准教授にご出席いただいております。

沼田准教授 福島大学経済経営学類で環境経済学を教えております沼田と申します。福島に来てからいろいろ森の事に関わるようになってきまして、今日も菊池先生の紹介でこちらに寄らせていただきました。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。なお、県の職員紹介につきましては、時間も限られております事から、お手元の名簿並びに座席表をもって代えさせていただきます。

まず、議事に入る前に、座長の選出を行います。

森林の未来を考える懇談会設置要項第4条には、委員の互選により選出すると書いてございます。森林環境税の創設から関わっておられ、昨年度まで座長を務めていただきました、菊池委員に引き続きお願いしたいと考えてございますが、いかがでしょうか。

(委員全員) (異議なしの声)

司会 それでは、座長を菊池委員にお願いして、議事を進めていただきたいと思います。菊池座長よろしくお願いいたします。

菊池座長 本日の議題はア、イ、ウの報告、情報提供、その他ということで進めさせていただきますと思います。

まず、最初に委員の交代もありましたので、森林の未来を考える懇談会がどういう役割を持たされているのかという事について、事務局から御説明をいただいて、今後の討論の土台としていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

森林計画課主幹 はい、森林の未来を考える懇談会の役割について、改めて確認いただきたいと思います。

資料の1を御覧ください。1-1ページでございます。1番目福島県森林環境税についてでございます。

福島県の森林は県土の70パーセントを占め、豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しております。この豊かな森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成18年度から森林環境税を導入し、「県民一人一人が参加する新たな森林づくり」に取り組んでいます。

二番目の「森林の未来を考える懇談会」設置の目的についてございま

すが、森林環境税を財源とする事業における県民の参画と透明性を確保するため、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などにより構成される懇談会でございまして、事業に対する意見や事業の評価などに関する事項について検討を行っていただくこととしてございます。

三番目の事業に対する意見及び事業の評価についてでございます。森林環境税を財源とする事業に対する意見や事業の評価につきましましては、森林環境基金事業の実施の結果でございますとか、現地調査などの結果を踏まえて、行っていただくこととなつてございます。

次のページを御覧いただきたいと思ひます。森林環境税運営のイメージでございます。県民の皆さんから頂戴しました森林環境税につきましましては、森林環境基金の方に積み立ててございます。この基金を取り崩して、森林環境事業を実施する訳ですが、事業の執行に当たりましては、本「森林の未来を考える懇談会」から事業に対する意見、評価を頂きながら執行するという事でございまして、県民一人一人が参画する新たな森林づくりに取り組んでいくというような中身になってございます。以上でございます。

菊池座長

ここの懇談会自体は、例えば森林審議会のような、県の直接の制度化された組織という訳ではなくて、どちらかというところ第三者機関がオンブズマン的に外から意見を言う、そういう形でございます。ですから、ここで何か決定してそれが直ちに執行されるというような事ではないのですが、ただここで取り交わされた意見は県のホームページ上で議事録が公開されますので、こういう意見が出たというのは、一応透明という事になってはいます。なので、直接政策決定に影響は、拘束力は持っていないのですが、それだけにかかなり自由に意見が飛び交うということがこれまでもありましたので、是非遠慮のない御意見をいただければと思ひます。

それではその次の議題の（１）のイ森林環境税制度に関する検討の結果について。これまでの森林環境税が、第二期が終わつたところなので、第三期に入るということで、それに向けて、森林環境税の継続に向けて、継続の決定に関わる検討結果ということになろうかと思ひますが、具体的に報告いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

森林計画課主幹

では議題のイ森林環境税制度に関する検討の結果について報告させていただきます。資料の２を御覧いただきたいと思ひます。

2-1ページ。「平成28年度以降の森林環境税の在り方について」答申の概要でございます。今座長から御説明いただきましたとおり、森林環境税制度が、今年度で終期を迎えますことから、今後の在り方について、福島県森林審議会に諮問を行いまして、平成27年7月8日に答申頂いたという状況でございます。

審議会の審議経過でございますが、平成27年3月27日の審議会におきまして、「平成28年度以降の森林環境税の在り方について」諮問をさせていただきます。

いてございます。5月14日の審議会におきましては、現行の7つの主要施策の展開により、引き続き継続すべきとの中間とりまとめを行いました。7月6日の審議会におきましては、中間とりまとめに対する、県民意見公募の意見も踏まえまして、答申内容をとりまとめた、という状況でございます。森林審議会の審議に入る前の取り組みということで、2番としてまとめてございますが、一つ目は森林づくりタウンミーティングの開催ということで、平成26年10月に県内7方部において、県民から直接意見や電話を頂いております。7方部合計で364名の参加を頂いております。平成26年10月から12月の間には県民アンケートを実施しておりまして、10,900件の回答を頂戴してございます。継続すべきとの回答が前回平成21年度になりますが、91.6パーセントを上回りまして、94.8パーセントを占めてございます。それから県内の市町村及び林業関係団体の意見聴取ということで、平成27年2月～3月にかけてまして、県内59市町村それから関係団体41団体から意見を頂いております。すべての市町村関係団体から継続すべきとの回答を頂戴してございます。平成27年3月には「森林の未来を考える懇談会」で、森林環境税制度の継続、現行施策制度の継承、情報発信の拡充などの意見を頂戴したところでございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。三番といたしまして答申の概要でございます。これまでの取り組みの評価の部分でございますが、東日本大震災それから原子力発電所事故の影響を受けている状況において、森林整備による森林環境の保全、それから県民参画による森林づくりが推進されてきた、というところの評価を頂きました。

答申の要点でございますが、1つ目から7つ目まででございます。

1つ目が、福島県の森林が豊かであり続け次世代に引き継いでいくためには、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により希薄となった、森林と人との絆、森・川・海にわたる地域間の絆、森林を守り育てていく世代間の絆の回復に、引き続き、力強く取り組んでいくことが必要である。

2つ目といたしまして、県民アンケートや市町村等からの継続を求める強い声をもとに、県民の理解と協力の下、森林環境税を継続し、森林環境の保全や森林を守り育てる県民意識の醸成に取り組むための施策を平成28年度以降も行っていく事が必要である。

3つ目といたしまして、森林環境税を活用した取り組みの内容は、現行制度と同様とし、その期間も平成28年度から平成32年度までの5カ年とすることが適当である。

それから4点目でございます。森林の整備については、荒廃のおそれのある森林や、水源かん養機能の低下が懸念される森林を、引き続き優先的に整備することが必要である。また、野生鳥獣の生息環境を整えるための緩衝地帯を設けるなどの、森林環境の整備を努めることが必要であるということでございます。

5点目としまして、県産材の有効活用については、公共施設などの木造、

木質化に努めるとともに、木質バイオマスの推進やCLTなどの利活用に向けた新たな取組を進める事が必要である。

6点目でございます。市町村事業につきましては、地域に密着した重要な取組であり、現行の枠組みや事業規模を継続し、地元の相違工夫による地域に身近な里山林の整備や木材の活用促進のほか、森林とふれあうための森林環境学習活動を一層推進することが必要である。

7点目といたしまして、県民参画の推進については、平成30年に本県で開催が予定されている全国植樹祭を契機に、県民一人一人が参画する森林づくり活動を拡充し、より一層の意識醸成を図ることが重要であるというような中身になってございます。

次のページをご覧頂きたいと思います。

東日本大震災及び原子力発電所事故からの回復にふさわしい次期対策の考え方といたしまして、左から基本理念、基本目標、施策の方向、主な取組みというふうなことでまとめさせていただいてございます。

基本理念が、豊かな森林文化のくに・ふくしまの創造。基本目標としまして、1つめが森林環境の保全。2つめが森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成、ということでございます。施策の方向といたしましては、1番目の森林環境の適正な保全から7番目の森林環境基金の運営ということで、7つの方向が示されてございます。それぞれの方向には主な取組ということで、記載のとおり取りまとめられてございまして、星印が付いている部分につきましては、拡充すべき視点としてとりまとめられているものでございます。

2-5ページからは 答申の全体でございまして、1枚おめくりいただきまして、2-7ページ、目次を御覧いただきたいと思います。

第1としまして森林・林業の現状と課題。第2といたしまして、森林環境税を財源とした既存施策の検証と評価。第3といたしまして、次期対策に当たっての基本的な考え方。第4といたしまして、森林環境税を活用した次期対策の提案ということでございます。第3の次期対策に当たっての基本的な考え方までにつきましては、「森林の未来を考える懇談会」から平成27年3月に頂戴した、意見を踏まえまして、森林審議会でもりまとめられてございますので、説明を省略させていただきまして、第4について簡単に説明させていただきたいと思います。

資料の2-24ページを開いていただきたいと思います。

第4、森林環境税を活用した次期対策の提案ということございまして、全段の下から3行目でございますが、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に引き続き取り組むため、次のとおり施策の展開を行っていくことを提案します、ということございまして、施策の内容といたしまして、先ほどの7つの方向性のとおりでございますが、(1)森林環境の適正な保全につきましては、水源かん養や県土の保全まど森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、次の取組を行うということで、

4点ほどにまとめてございます。

①といたしまして、飲料水の水源や手入れが行き届かないため荒廃し、水源かん養などの公益的機能の低下が懸念される森林について、引き続き優先的に整備に取り組むと言う内容です。

②としましては、多様な森林資源への誘導、それから森林の適正な保全・管理。それから③といたしましては、野生鳥獣の生息環境を整える緩衝地帯の設置などの森林環境整備。④といたしまして、森林資源等の森林情報の発信、それから適正な管理を継続、というような中身になってございます。

(2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくりでございますが、木材など森林資源の有効活用と需要拡大を進めるため、次の取組を行うということで、ここでも4つに整理されてございます。①は木材を有効に活用するための路網整備とか、原木市場への間伐材の搬出の支援、②として森林の大切さや木材の良さについて、県民への普及啓発を行うとともに、森林認証制度などの普及推進に取り組む、という内容です。③といたしまして、公共施設等の木造・木質化、及び住宅への県産木材の利用の推進でございます。④といたしまして、木質バイオマスへの利用拡大でございますとか、CLTなど木材利活用に向けた新たな可能性への取組を推進としてございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。市町村が行う森林づくり等の推進でございます。市町村が自ら行う地域に密着した重要な取組であり、次の活動を行うということで、ここでも4点に整理されてございます。

①鳥獣害対策のための森林整備や竹林整備など、地域に身近な里山林の整備。それからこれを契機とした地域住民の参画による森林づくり活動の拡大でございます。②といたしまして、小中学校の児童・生徒に加え、より幼少時から森林や木にふれあうための活動や森林環境学習に実施。それから③といたしまして、公共施設等の木造・木質化や木質バイオマスへの利活用。④といたしまして、荒廃のおそれのある森林の整備ということでまとめられてございます。

(4) 県民参画の推進ですが、森林と人との絆、森・川・海にわたる地域間の絆、及び森林を守り育てる世代間の絆の回復に向け、次の取組を行うということで、ここでは6点に整理されてございます。

①が森林整備から木材の加工、さらに利活用までの一連体験・見学等県民が様々な形で森林や林業への理解を深める取組でございます。②といたしまして、青少年や成人まで拡大した森林環境学習の展開。③といたしまして、インターネット等活用した森林への理解と森林づくり意識醸成に資する情報発信。それから④といたしまして、森林ボランティア団体の活動でございますとか、企業の森林づくりによる社会貢献活動の推進。それから地域住民による身近な里山林の整備などの支援でございます。⑤といたしまして森林づくり活動支援のためのフィールドの整備、それから「もりの

案内人」などの指導者の育成でございます。⑥といたしまして平成30年に本県で開催が予定されてございます、全国植樹祭の準備を進めるとともに、これを契機として、県民一人一人が参画する森林づくり活動を拡大し、より一層の意識醸成を図るということでございます。

(5) といたしまして、ふくしまの森林文化の継承でございますが、地域に根ざした森林文化について大学等の研究機関、文化団体等との連携によりまして、引き続き調査発掘に努め、次世代に引き継いで行く取組。

(6) といたしまして、森林環境の調査ということで、森林に対する県民の理解を深めるため、森林整備や木材利用によりもたらされる環境への効果等について調査を行い、情報発信に努めるというような案になっております。

それから次のページでございますが、(7) といたしまして、森林環境基金の運営でございます。第三者機関による、森林環境税を活用した事業に対する意見、それから評価、「森林の未来を考える懇談会」でございますが、意見聴取や評価等を行い、取組みへの県民の参画と透明性の確保を図るとともに、県民の強い要望に応えるため、森林環境税を活用した取組の積極的な広報を行うというような内容の提案を頂いてございます。

それから事業規模実施期間でございますが、7つの主要施策ごとに現行制度と同程度に事業規模として、その実施期間は平成28年度から平成32年度までの5カ年間とすることが適当であるというような内容にでございます。

続きまして2-29ページを御覧いただきたいと思っております。森林環境税条例の改正についてでございます。

1の福島県地方税制度等検討会でございますが、森林審議会による答申を受けまして、税制面からの検討を行い、昨年9月に「森林環境税に関する検討報告書」がとりまとめられました。

検討の結果でございますが、納税義務者、課税方式、それから税率、徴収方法につきましては、現行制度と同じということで、課税期間については平成28年度から32年度までとすることが適当であるという内容でとりまとめて頂いております。

2の福島県森林環境税条例の改正でございますが、平成27年12月議会におきまして、「福島県森林環境税条例の一部を改正する条例」が可決され、森林環境税の課税期間が平成32年度まで延長されたという状況でございます。

それから2-31ページからはその検討報告書でございます。

以上でございます。

菊池座長

どうもありがとうございました。5年ごとの期限を区切った、森林環境税が今年度で第2期の5年が終わるということで、来年度からさらに5年間延期するという事が決定されました、という経緯についての御報告でし

た。現在も森林環境税は地方税と一緒に徴収されています。それでこの委員の中でもそんな税金払っているとつい知らなかったようなという委員もいたし、そして県庁の職員ですらそれがあつた事を知らなかったような状況も実はあつたんです。それで森林環境税の目的の一つに、税金を払う事によって自分たちが県の森林環境整備のために、お金を出しているんだということを自覚していただいて、そして少しでも意識を高めていただきたいということが、理念の中には入っているんですけども、その辺がなかなか浸透しきれてないというのも何度もこの場で言われ続けてきたことではあるんですが、引き続きこれから来年からまた5年間、森林環境税が継続されるということなので、一層の広報活動、啓蒙活動が必要だろう事は、どうしても言いたい。

それではその次に、森林環境税がこれがこれからどのようにして使われてきたか、どのように成果をあげてきたか、議題のウに掲げられているので、引き続きウについて御説明いただきたいと思ひます。

森林計画課主幹

はい、平成26年度森林環境基金事業の実績について説明させていただきます。資料の3を御覧ください。

平成26年度森林環境基金事業の枠組実績として取りまとめてございます。平成26年度の税収は10億9,600万円ということでございまして、内訳としましては、個人事業者・給与所得者が9億円、それから法人が1億9,600万円という内訳でございます。県市町村の徴収取扱費7,700万円、それから左にございますが、全国植樹祭勘定の繰入7,000万円ということでございまして、それを差し引いたものですが、真ん中の今年度繰入9.49億円となります。それから前年度からの繰り越し等が2億6,800万円ありまして、トータルで12億1,700万円ということになります。

それで実際の事業でございまして、平成26年度事業費12億780万3千円となっております。うち国庫の活用が1億5,860万3千円ということでございます。これにつきまして、「森林の未来を考える懇談会」の意見・事業評価等頂戴いたしまして、左側の県事業、右側の市町村事業の分けられてございます。県事業が9億3,500万円、それから市町村事業が2億7,200万円ということでございます。

県事業の内訳といたしましては、森林環境を保全するための事業ということで、水源かん養など機能の低下が懸念される森林の整備などの森林環境の適正な保全、それから森林資源の活用による持続可能な社会づくり等でトータル8億7,700万円ほどでございます。

それから森林づくりの意識を醸成するための事業といたしまして、県民参画の推進でございますとか、ふくしまの森林文化の継承、森林環境の調査、森林環境基金の運営ということで、5,780万円ほどが充当されてございます。

それから右側の市町村事業でございまして、森林環境を保全するための

事業といたしまして、市町村の独自の優れた提案事業に重点的に取り組むということで、地域提案重点枠が8,700万円ほど、それから全ての市町村が継続的に森林づくりに取り組む財源といたしまして、森林環境基本枠ということで1億8,500万円というような内訳になってございます。

次の3-2ページにつきましては、細かい事業毎の事業実績が記載されてございます。それから3-3ページからが平成26年度の具体的な事業の実績ということでございまして、先ほどの7つの方向性毎にまとめられてございます。主だったところについて説明させていただきます。

まず1番目の森林環境の適正な保全でございまして、(1)森林整備事業でございまして、水源区域及び水源かん養又は山地災害防止機能の発揮を重視する森林において、手入れが行われず荒廃が懸念される森林に対し、補助事業により間伐等の森林整備を実施ということでございまして、枠外ですが、平成26年度の実績では森林整備事業が1,327ha、森林整備促進事業に446ha取り組んだということでございます。

続きまして3-5ページを御覧いただきたいと思いますが、2番目の森林資源の活用による持続可能な社会づくりの部分では、(5)になりますが、間伐材搬出支援事業でございまして、これまで搬出・利用が十分に進んでいない間伐材等未利用材の搬出を支援ということでございます。26年度実績といたしましては、山土場から原木市場までの間伐材の運搬経費を支援するということで間伐材運搬経費支援事業、これが14,000m³、間伐材の搬出に必要な林内作業路を整備するということで、林内作業路整備支援事業、これが50,000m。それから間伐材二酸化炭素削減支援事業ということでございまして、バイオマスエネルギー利用施設への燃料用間伐材の搬出・運搬ということで24,800m³の扱いを支援していくということでございます。

それから下段にいきまして、(6)森林整備促進路網整備事業でございまして、路網の未整備のより間伐等が遅れている森林に対し、作業道を開設する事で森林整備と搬出の促進を図り、森林環境の保全及び森林資源の活用により低炭素社会づくりを目指すということで、森林整備促進路網の整備ということで9,956mの支援を行ってございます。

それから次のページ3-6ページを御覧いただきたいと思いますが、(7)ふくしま低炭素社会づくり推進事業ということでございまして、この中の26年度の実績として、一番下を見ていただきますと、森と住まいのエコポイント事業といたしまして、構造材及び間柱に所定の県産木材を使用するなどの要件を満たす住宅の建築主に対し1戸当たり20万円相当、被災者等は30万円相当の補助を行って、県産木材の利用促進を図ったということで、実績が106棟うち被災者等への補助は28棟ということになってございます。

次に3-8ページをご覧いただきたいと思いますが、(8)もっともっと木づかい推進事業ということで、26年度の実績でございまして、木景観形成促進事業といたしまして、県内民間団体等を事業主体としまして、提案型公募での県産材を活用した施設の整備に対し支援を行ったということで、大玉村の

ふれあい広場他、トータル4カ所の整備をしてございます。それからほっとスペース創出事業、木とのふれあい創出事業等が記載されている実績となっております。

3-9ページを御覧いただきたいと思います。3の市町村が行う森林づくりの推進でございます。(9) 森林環境交付金事業でございます。26年度の実績といたしまして森林環境基本枠でございます。57市町村、交付金といたしまして、1億8,500万円ということでございます。震災の影響により、2つの町は実施ができなかったということでございます。それから下段に行きまして、地域提案重点枠でございます。20市町村、50件に対しまして、8,700万円ほどの交付を行ってございます。内容といたしましては記載のとおりでございます。

それから3-10ページを御覧いただきたいと思います。4の県民参画の推進でございます。(10) 林業普及推進事業でございますが、26年度実績といたしまして、平成26年10月25日、26日に開催された林業祭において、木工工作体験やチェーンソーアートなどの各種イベント、林業復興をテーマとしたシンポジウム、きのこの品評会や料理教室などの実施によりまして、森林、林業・木材産業の復興への取込の状況をお知らせし、併せて森林・林業の再生に対する県民意識の醸成を図ったということで、3,500名ほどの来場者を得てございます。

それから3-11ページを御覧いただきたいと思います。

(11) 森林環境学習の森林整備事業でございます。全ての県民が、森林環境税の重要性や林業の役割についての学習や森とのふれあいのために、利用できるフィールドの整備ということで、26年度の実績といたしまして、舟津県有林の木製階段でございますとか歩道等の整備、それから福島県総合緑化センターのバリアフリー歩道、木質舗装等を実施してございます。

それから3-12ページを御覧いただきたいと思います。下段でございますが、(14) 県立学校における森林自然学習支援事業ということで、県立学校が行う森林の環境に関する学習、森林の管理に関する学習、森林資源の利用に関する学習、地域における森林の役割に関する学習及び森林に関わる職業に関する学習に対する活動費を支援してございます。内訳につきましては3-13ページでございまして、26年度においては9つの学校において取組がなされたということでございます。

それから3-14ページでございます。(15) ふくしまからはじめよう。森林とのきずな事業でございます。先ほど座長からも御指摘がございましたが、PRが大切だということで森林環境情報発信事業といたしまして、県政特集記事、それから県政テレビ番組、ポスター・パンフレット等によりまして、森林環境税を活用した取組のほか、森林の整備と再生や県産材の利活用、森林づくりの推進、森林モニタリング調査の結果などについて発信をしてございます。

続きまして3-16ページを御覧いただきたいと思います。5といたしまし

て、森林文化の継承でございます。

(17) ふくしまの森林文化継承事業ということで、26年度の実績といたしまして、ふくしまの森林文化継承事業でございます。森林文化調査検討委員会を開催しまして、有識者の意見を踏まえて実施した調査結果を調査カードに取りまとめるとともに、森林文化を継承していくための記録映像2本作成し、県のHPで公開したということでございます。

それから3-17ページを御覧いただきたいと思っております。

(18) といたしまして、森林文化の活用による地域再生事業ということでございます。森林が人々の心に与える力と効果に注目しまして、芸術文化の視点から福島県の森林とそれに関わる文化・生活・産業を再発見するとともに、新たな森林の活用法の提言、発信を行い、地域再生を目指すということでございまして、26年度の実績といたしまして、スタートを切るキックオフフォーラムを福島県で開催した後に、12名のアーティストが喜多方市、西会津町、三島町の各地域に滞在して、地元の方と交流を深めながらアートプログラムを展開したという内容でございます。具体的な内容は下段に記載のとおりでございます。

3-18ページを御覧いただきたいと思っております。6といたしまして、森林環境の調査研究でございます。

(19) 猪苗代湖水環境保全対策調査事業でございますが、猪苗代湖流域における森林施策が水環境に与える影響及び効果を把握するため、森林整備区域内の溪流の水質調査「猪苗代湖流域における山林負荷実態調査」を実施してございます。

それから下段、7森林環境基金の運営でございます。平成26年度実績といたしまして、「森林の未来を考える懇談会」運営事業ということで、懇談会を計4回実施させていただいております。第1回目が8月5日。第2回目が平成27年1月14日、15日ということで現地調査。それから第3回目が27年2月12日。それから次のページにいきまして、第4回が平成27年3月24日ということで、この場で森林環境税を活用した取組に対する意見をとりまていただいていたという状況でございます。平成26年度森林環境税の事業実績については以上のとおりでございます。

というような、活動実績でございます。これからアとイに関してそれぞれ委員の方々から自由なご意見ご質問等ありましたら、お出しいただきたいと思っております。

菊池座長

曾根さん。

曾根委員

3-9ページを御覧ください。平成26年度実績、森林環境基本枠事業費と書いてあるところの③ですが、この森林学習についてはこの環境税ができた頃から、毎年複数校から頼まれて森林環境学習をやっていますが、ここで計380校、全702校の54パーセントとあるんですけれど、これは児童・

生徒に数にすると54パーセントに絶対いってないな、と思って見ていたがいかがでしょうか。例えば、初めの頃は学校の周りに森林があるとか、学校に学校林があるとかそういうところが選ばれて、そうしますと小規模校、全校生徒50人未満とか、中学校でも小規模校が選ばれて、環境森林学習やってくれということで、学校に赴いて、そしてお手伝いをさせていただいたりしていましたが、そういう時は全校50人満たないと一学年で8人とか6人とか、そういうところですから、一人で行っても座学もできますし、外に出て観察もできるのですが、最近は大規模校にも順番が回ってきました、去年も1学年120名の中学校お相手したのですが、1時間は私が学校に行き、マイクを使ったりして120名をいっぺんに指導する事はできたのですが、それだけでは森林学習にはならないと私は思っていたので、それで先生方と相談して、その学校から3キロほど離れた私が関わっている郡山市の子どもの森で、子供達に体験学習をしてもらおうと思ってお話をしたのですが、120名の場合、例えば自然保護協会が自然観察会をやるという時は、できる限り1つの班の人数を少なく、10名くらいでやるべきだ、というふうにとずっと言ってきましたが、本当にできないのです。学校にはお金が無いのも分かっていますし、震災の前は、何とか3人くらいは私の知り合いに頼んで、3つに分けて森の中を歩いたりしても、成果は上げられたのですが、去年の120名を例えれば、私が3人集めたとして、4人でやっても30名。これではせっかく森林学習に来てくれた子供達も、関心を高めるところまで行かなかったらもったいないなという事が一つと、それから学校と相談している間で、そんなに大勢講師謝礼は出せないということで、私達もいいですよと、そういう事よりも子供達が関心を持って楽しんで森林の事を学んでくれればいいんですからと言いますが、今度は3キロのところを歩いて来る。結局去年は歩いたのですが、歩いて来て、また森を歩いて、また3キロ歩いて戻ったわけです。校長先生からは2年になったらまた同じ子供達に言われたのですが、私は狭く深くよりも、広く浅くでいいから、300人の学校だったら、去年1年生やって今年も1年生。となると200人の子供にこの森林学習について学んでもらえると思ったものですから。今年1年生やりますよ、ということで。学校の方で相談した結果、やっぱり子供達を片道3キロのところを歩かせて、始まったら1時間森の中で学習させるということについてはいろいろ意見が出て、バスを頼むことにしました。バスで来るたびにバス代を父兄から集めるわけにはいかないので、どういふふうにしたかは分かりませんが、私としては今年100名だったのですが、100名で3クラスだということで、3班で森の中を歩いてもらったのですが、講師への謝礼っていうのは出ないわけですね。そういう訳で、例えば学校数で表すと54%になるわけなんですけど、1校で50名に満たない学校の1学年を面倒見てくれるって言うときは8名で私一人でも十分出来たんですけど、それが同じ1校でも、100名だったり、300名っていう時もありましたが、300名だったりしたときに、この森林環境税から学校に

いくら予算を頂いてやっているか、私は全く分からないのですが、ここ数年、学校といろいろ相談して、私の方は当然私の知り合いとか集めますから、講師謝礼については心配いりませんよというような話をしてやってきていますが、だんだん若い人をお願いすることになると、無料でというわけにもいかなくなっていきます。小規模校と大規模校同じにして、702校中380校という計算は、各学校予算は全部同じなのかと思っていたのですが。そういう実際頼まれてやる方の立場からすると、ちょっと違うんじゃないか。1校が50名に満たない学校は、全校生になりますが、1学年100名200名とかの学校になりますと、その学年だけになりますので、この校数で環境学習の実施したことにはならないのではないのでしょうか。

菊池座長

森林計画課長。

森林計画課長

曾根委員。疑問に思われた点について、若干説明させていただきます。

県民の皆様から頂いてございます、この浄財を予算にして環境学習に使う事につきましては、当然それぞれの市町村単位に、小中学校の数が決まっています。それでまず、例えば予算を分ける時には、その小中学校1校当たり、1万5千円。それからもう一つございまして、各小学校の1年生から6年生までいらっしゃいますが、その1学年あたりの平均の人数、例えば1学年100名。そうしますとその100名の児童様1人あたり500円を予算化してその浄財を使わせていただくという形になってございます。曾根委員御指摘のとおり、こちらの資料に書き込みさせていただいてます、学校数、例えば小学校だと1年生から6年生、あるいは中学校ですと1年生から3年生。全ての学年に対して、元々本来ならば浄財がうまく使っていたければ、豊富であればいいのですが、それが無いものですから。出来るだけ一学年の平均で一人500円、後はそれぞれの小中学校さんで工夫をして取り組んでいただきたい、という中身で取り組んでいるのが今の現状でございます。

使用については、それぞれの学校の教育サイドの方でお任せをさせていただいて、実施しているということです。

曾我委員

はい、それで私の立場としては、講師を何人お願いするかと言う時なんですけど、だんだん若い後輩の人に頼まなければならなくなっています。そうした若い方に無料で手伝ってくれとなかなか言い難い。

また、環境学習を体験したという事を考えた場合に、実情と合わない。これで54%が体験したということにはならないと思います。

森林計画課長

曾根委員の御指摘にお答えいたします。この記載は、校数でやっているのはこれは事実でございます。ただ全児童数、全生徒数でいきますと、小学校の場合ですと、一学年分ですから、6分の1、中学校の場合ですと3

分の1の児童生徒数の皆様方が環境学習に携わったということになる。当然私どもの方としても全児童・生徒さんに、毎年のように取り組んでいただきたいという思いはありますが、1学年で継続的に続けていくっていうところに重きを置いてご協力をいただいているところです。

曾我委員

それからさつき菊池先生がおっしゃいましたが、私も環境学習で小学校の先生とかに、この森林環境税について知ってますかと聞くのですが、残念ながら知っている方ほとんどいない。送っていただいたパンフレットをその場で渡して、このようになっているから是非もっと広く皆に分かってもらうようにしましょうとお話をしますが、私が言ったぐらいではなかなか浸透していかないと思っています。そういう訳で前回の時に森林環境税を皆さんに知ってもらって、私は1,000円出しているんだよって、それがこの福島県の森を守るためなんだって意識を持ってもらうためには、今のままではちょっと無理ですね。私の場合、郡山市に関しての事なんですけど、本当に先生方も御父兄の方も御存じ無いです。森林学習に関わらなかった同じ学校の子供には全く浸透していません。ですから小規模校の場合は浸透すると思うのですが、その規模の違いも考えに入れたうえで、計画を立てていただいた方がいいのではないかと思います。

菊池座長

はい、ありがとうございます。ただの意見で言いますと、事務局の方で作っていただく資料で、このくらいの実績を挙げてますっていうと、自慢したいのは分かるのですが、統計数値の作り方で、1校あたりにすると50パーセントだけど、児童一人当たり、児童数の割合にすると何パーセントかっていうデータをちゃんと出すことによって、逆に使われ方について問題点が明らかになるので、その辺統計数値の出し方っていうのは工夫した方がいいように思います。どうしてもお金使わせて頂いているから、このくらい実績ありましたっていうふうに、誇りたいのは分かるのですが、それだけだとどこに改善の余地があるのかっていうことが見えなくなりますので、おそらく統計数値で実績を確認する時に、つまり株主に対してこれくらい儲かってますってだけじゃなくて、その経営内部で財務会計と管理会計の違いみたいなものなんですけど、どこに問題点があって、どこを改善する必要があるのかっていう数値を出すことも、重要な仕事だと思いますので、是非お願いいたします。

森林計画課長

はい、今座長から御指摘があったとおり、実は2年前から委員の皆様方には、周知が足りん、周知が足りんとずっと言われ続けて来てございます。来年度4月から第三期対策が始まるに当たりまして、更なる周知徹底、或いは資料の体裁についても工夫をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

菊池座長

学習といえば、薄井さん何か。

薄井委員

私の方から、参考まで話をさせていただきます。曾根委員さんのおっしゃった、人の割合も我々も同じ環境学習に携わる者として苦勞していますが、ただ幸いにして、今年も第一声でお礼を申し上げたいと思っておりますが、これからも継続ということで、森の案内人の指導育成にもなりますし、現実申し上げますと、森の案内人の会合、県で認定された方々が470という大変な数ですが、実際の活動していただいている森の案内の会は300人くらいです。この300人のまた細かい実情をお話しますと、非常に高齢化です。活動したくても出てこられない。年取って。そういうのが現実です。そんな事で、これからもまた指導者養成講座ができるという事で、大変ありがたいと思っております。確かに300人もいますと、私ども森の案内人は県内7支部なっております、例えば県北方部でいいますと現在会員数が80人です。ですから大きな学校で、1学年100人いる学校もありますよね。そうすると100人お願いしますと私どもに言ってきます。どこで対応するかというと、全体で対応するのではなくて、福島市内さんの学校であれば私ども県北支部が対応します。すると県北支部会員数80名ですから、そこから何人か出します。当然100人というと、曾根委員が今言ったとおり、我々100人というと子供さん達案内するには、10人～15人規模で対応します。当然数が出てくる訳ですが、だいたい事情を申しますと、出てくる方は同じ方です。そんな事で苦勞しながらやってきています。私言ったように大体人数が多いんで、だいたい出る人数は決まっていますので、何とかやりくり出来ます。ただ200人なんていう生徒さんお相手する事もあります。200人なり、100人の人数を我々どうやって対応するか、非常に興味あるかもしれませんが、具体的にお話しますと、われわれ学校から100人を頼まれますと、100人なら午前と午後だいたい半日時間とります。だいたい100人を50人ずつ二班に分けて、午前中自然観察、午後木の枝クラフト。そうすると午前と午後と二班に分けて、細かく今度は班編成します。だいたい午前中3時間くらい自然観察、午後木の枝クラフトが2時間くらい。ですから正味5時間くらいの活動します。ですから今おっしゃったそんなに足りない時間じゃないと思いますけど、このような事でやっております。あと今年まだ統計的に数字は出てないので、震災から比べてどのくらいのお子さんが県民の森に参加しているのかという人数に我々も興味があって、各支部の皆さんにお願いしていますが、だいたい県北、それから会津、それから県中ですか、郡山を中心にですね。この辺りの子供さんとのふれあい人数を聞きましたら、震災前より今時点で戻ってきているということでございまして、その辺は私も安心して、良かったなと思っております。それから関心のあることは、保育園あるいは幼稚園生。年齢にすれば4歳5歳ですよね。去年こういう保育所の子供さんが、先生方のでこ入れもあるでしょうけど、是非ともふれあいさせたいと希望がありまして、二本松の保育園、それから保育所で

すけどその保育所全体の子供さん方を体験させるということで、最初50人とか60人、私の記憶の中でも150人くらい県民の森で、森とのふれあいの活動をさせてもらってます。この予算も大変だと思いますけど、森林環境のお金もだんだん下の方まで行き渡っているのかなと非常に心強く思ってます。以上です。

菊池座長

はい。石川先生。

石川委員

月輪小学校で校長をしております石川と申します。本日遅れまして、大変申し訳ありませんでした。今お二方から指導者側サイドでお話ありましたが、実際それを実施している小学校側で二つ程お話したいと思います。

一つは先ほど予算の件がありましたけれども、今年度バス代が大変値上がりいたしました。当初、うちの学校も2回程、秋と冬にフォレストパークに行って森の案内人さんから森のお話をさせていただいたり、体験したりしたいねということでしたのですが、何とバス代が1.5倍くらいに上がってしまいまして、とても2回実施出来る状況ではありませんでした。先ほどからお話出ているように、質の高い教育を維持していこうと考えれば、ちょっと予算的にはかなり厳しい状況になっているのかな、ということが一つ。それからもう一つ、先ほどから広報の問題が、広く知らせるというお話があって、小学校現場でもなかなか子供達まで浸透していない、親まで浸透していない、というお話がありました。一番簡単なのは、チラシの様な物を作っただいて、年度当初のPTAの集まりの際にでも各学校ごとに親御さんに、森林環境税は学校のこうした活動に使われておりますというようなものを、各学校単位まで教育委員会を通してですね、配布するような段取りをすれば、少なくとも子供や親の目には触れるかというふうに思って聞いておりました。いずれにしても、大変学校としてはいろいろな方々に支えられて、教育を行っているわけですので、今後も引き続き予算的な措置、それから人為的な配慮よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

菊池座長

はい。どうもありがとうございました。高校教育課は。

高校教育課
指導主事

高校の場合は、公務で学校から直接来るので、特にこれということは無いです。確かにバス代が当初の予算よりだいぶ上がって、結果的に事業が実施できず、予定内容を変更せざるをえなかったというお話が何度かあったのは事実でございます。それからもう一つ、お話を聞いてて、私は高校なので直接やりとりを学校としているところですが、小学校中学校さんだと、たぶん自分の学校で予算を与えられて何が出来るか、学校の先生はなかなか考えつかないと思ひます。企画の段階で難しいのも正直なところで、相談すると学校規模がこうだからとか予算がこうだからと、制約を受けて

いるのであれば、逆に講師や体験させる側からどういう事がどのくらいの予算で提供できるのかなんていう情報が、学校なり、教育委員会に提供するべきだと思います。お金これだけあげるから何かやって下さいと言われて、学校の先生がいざ考えようとなっても、なかなか難しいところだと思います。例えばある程度メニューといいますか、こんな事がこれくらいの予算でこのくらいの学校規模だったら出来るではないかというような情報も学校に提供してあげた方が、学校の先生方も、じゃちょっと取り組んでみようかというようなところにつながるのではないかと思います。

菊池座長

その場合の情報のルートは、どういう形で提供されますでしょうか。

曾我委員

私中学校なので、1学年250から300くらいのところにずっといたのですが、全校集まると1,000近くになる。そこでパンフレット渡しても、なかなか。校長先生のお話も半分くらいしか聞いてないような状態で、学年会、学年集会とかPTAも学年でやりますが、やっぱり学年でも300です。チラシとかがきますと、事務の方がどっさり私のテーブルに置きまして、校長先生の目に触れるなんて事はまず中学校の場合は無いのではないのでしょうか。あのカリキュラムの中で森林学習を何時間かさいてやりましょうというところまではいかないと思います。ですから2、3年前からパンフレット頂いて、小学校の遠足で子供の森に来た時とか、その時にお渡ししますが、子供達にはお家に持って帰っておじいちゃん、おばあちゃんに1,000円ありがとうねっていうんだよ、なんて言いますが。本当に分かるようにするっていうのは、テレビのコマーシャルとかそういったもの。なかなかパンフレット渡しただけでは、駄目だと思いますし。小・中・高で皆違うのではないのでしょうか。学校の規模でずいぶん違うと思います。教育委員会と各学校の教室はつながってないっていうことだけははっきりしてます。私40年近くやっておりまして、中学校の場合は。そういうシステムがそれぞれ学校によって違うと思います。そうすると、生徒一人一人に印象づけるっていうのは、森林学習だからお願いしますって来て下さった学校は、私ありがたいな、思うつぼだと思って、精一杯子供達に返してやるのがなかなか。例えば、学級で道徳や学活とか、クラブ活動とか、その中で自分が関心があつてある程度の事を知っていて、自信を持って子供の前でそのパンフレットを説明しお話し下さる先生はいないと思います。

菊池座長

学習つながりでいいますと、関根さん。

関根委員

はい。実際、指導される側と送り出す側とで、この資料ではちょっと分からなかったそういった現場で抱えている課題っていうのを知りました。やっぱり実施するなら学習効果が高いというか、波及効果とかも含めてですね、そういった物をしていくっていうのは、私も実際県の事業とかも

含めていろいろ実施していて、人を集める事の難しさとか、すごく実感しているのですが、こういった本当に現場の方が抱えている課題というのが、分野は違えどやっぱり同じなんだなあというのはすごく感じています。この一つ事業とっても、これだけの課題というか案が出てきているので、恐らくこの今日頂いたのを見た時に、たぶん他の事業でもやっぱり同じような課題が沢山出ているのだらうと思いました。私も勉強不足で申し訳なかったのですが、是非そういった課題にこういった資料の中にも付けていただくと、次議論するときやりやすいのかな、と思いました。やはりせっかくこういった形で皆さん集まっていますので、限られた時間の中でそういった課題を一つ一つクリアしていくという時に、そういった資料があると議論が進みやすくなるというふうに感じました。

菊池座長

はい、どうもありがとうございました。今のかなり大事な事で、せっかくの会ですので、これだけすばらしい事をやっていたというよりは、それをもう一步進める、つまり失敗例とまでいかないにしても、こういう課題がまだ残ってますという事が明らかになるような方向で議論していただいた方が、多分生産的だらうと思います。

他に、論点少し変わっても構いませんので、塚本さん何か。

塚本委員

ちょっと違う事ですが、福島県はすごく森林ボランティアが活発な県だと思っていますが、もりの案内人になっている方が高齢化になっているので、せっかくこれまで市民の力で築いてきたそういった取組が、高齢化の壁で、今後発展しづらくなるという可能性があると思います。やっぱり若い人たちの森林ボランティアを促進するような事をやっていくことがすごく大事だと思います。例えば広報の仕方一つとっても、若い人向けにするのと、定年退職された人向けにするのでは違うと思いますので、森林ボランティア団体の数とか、ボランティアの数にも先程と共通だと思います。参加年代の違いとか、そういったものを見ながら、もう少しきめ細かい施策が出来るといいなと思いました。

菊池座長

はい、どうもありがとうございました。若い方というような話ができましたが、沼田さん何か御意見。

沼田准教授

委員ではないですが、一つコメントだけ。県民参画の推進というのが次期対策の提案のところの4つ目に書いてあって、その中の箇条書きの2つめのところに、青少年や成人まで拡大した森林環境学習を展開するため、大学等との連携によるインターンシップや学生の自己学習活動などを支援すると書いてありますが、私は色んな話を伺う前に聞いたかったなあと思っていたのは、どういうことを今のところ大学と連携して、インターンシップとか自己学習やられてるのかというのを伺いたい。

森林計画課長

沼田先生のご質問にお答えします。

次期対策、4月から始まりますけども、それに向けて皆様方委員からの御意見あるいは森林審議会の中でも幅広く活動するにあたって、今までなかった部分、小・中学校、いろいろ課題はございますが進めてきてる。県立高校についても進めてきた。残ったのはその上の大学生と、あるいは先程委員の方からお話ございましたが、幼稚園、保育園、あるいはそれよりも幼少。すべての県民の皆様に対してそういう森林とふれあう機会を与えるべだということでございまして、次期対策に向けましては、その学生を対象に、いわゆる夏休み期間でいろいろ単位取得をなさる大学もあるというような中で、ひとつその森に関するテーマを設けて、ゼミなり、あるいは学生さん個人でいろいろやるといったところについても、支援できないだろうかというところの検討も進めてございます。公募提案型で進めたいなというのが一つございます。それから、幼少期時代についても、福島県産木材に、木にふれあうというところで、一般的にはファーストトイとか、最初のおもちゃは木製でという部分もありますので、その辺についても何か手立ては出来ないか、というところで予算の構築について進めているというのが今の状況でございます。

沼田准教授

はい、どうもありがとうございました。様子が分かってよかったなと思っておりますが、ちょうど福島大学では、農学部をつくると言ってますし、農学部と林業の話は無縁ではないと思っておりますので、今、人が足りないとか、高齢化でそもそもその森林ボランティアをしてくれる人がいないっていう話ですけど、アテンドする人がいないっていう話ですけど、学生はすごく候補になりうるのではないかなと私は聞いててずっと思っていますので、その学生がインターンシップなり学生の自己学習活動で自然体験学習の引率とかをやる。そういう教育をそういう事が出来るような学生を育てるというような教育を大学でできれば、ちょっと前に進むのかなと思いました。以上です。

菊池座長

はい、どうもありがとうございました。沼田先生は東北地方だけじゃなくて、大学の生協連が現在、割り箸を間伐材でつくってる。ちょっと紹介していただけますか。

沼田准教授

樹恩ネットワークという組織がありまして、それは学生協が作った非営利組織で、間伐材を使った割り箸を福島大学で使ってますけども、その間伐材を使った割り箸がどう作られているのかというスタディツアーを毎年やってまして、それが実は全国15の大学エリアでやられていますが、そのうちのひとつが福島でやられていまして、南会津に行っていますが、実際、南会津の間伐材割り箸は、福島大学生協に来てまして、実は東北の大学生

協一連に行ってるのですが、そこの現場を実際に見て、いろいろと感じた事から学ぼうという活動なのですが、これまで単に見てきて終わりになってしまっていて、次にどうつなげるのかっていうのがすごく課題になっていると思っておりますので、森林ボランティア養成というところに見てきた学生がつながればいいなど、私は今思っているところです。多分塚本さんでもいろいろ見地があると思います。

菊池座長

振られたので、どうぞ塚本委員

塚本委員

若い人たちがアルバイトでたくさん来てくれてまして、やりたい人多いと思います。それから何か役に立ちたいと思っている気持ちを持っている人は多いので、うまく機会を作ればぐっと増える可能性あると思います。ただ、どうしてもお年寄りがやっているイメージが強いので、いきなり自分でというのは難しいと言う人も多いので、大学が間に入るとかですね、そうすれば若い人のそういったところから拾っていくとか、それに近いところからいろんなところに繋いでいくというやり方ができればいいなと思います。やりたい人はいっぱいいると思います。

曾我委員

歴史があるんですけど、裏磐梯のサブレンジャーを知ってますか。裏磐梯でボランティアを毎年7月の末から8月16日くらいまでなんですけど、大学生が来て、そしてそこで朝6時から自然観察会をやる。昼間は雄国沼の巡視をする。夜は蛍や星を観せる。それは最初、環境省が学生のためのアルバイトみたいな形で始めたのですが、年寄りの私たちも、学生になった気分環境省の旧宿舎に泊まり込んでやっていました。実は残念ながら、福島大学からは一人も来てなかった。木村先生にいないのでしょうかと聞いたら、今は純粋な生物学を学ぶ子はいないのだと、金になる環境の方に行ってしまうと。来てくださる学生さんは、東京農大とかそういうところです。毎年毎年集まってくるのは、皆県外の方なんです。なんとか福島県内の大学生とか若者を巻き込みたいなと思っていましたが、たまたま二人、女性の方が入ってくれました。ところが卒業したら、一人は新潟の県庁、一人は千葉の方に行ってしまった。でも未だに勤めてからも来てくれる。ただ、震災後私たち年寄りの方が何か手伝わなくなってしまって、いま風前の灯火なのですが。その大学生達は単位をもらえたそうです。それが残念ながら、県内の大学は全然無かったし、そこで学生さんが来てアルバイトでもいいから参加して下されば、こういう環境学習とかを体験してそのうえ単位までもらえて、それから環境省からお金ももらっていました。そういうのが県内にもあります。ですから無かったわけではないので、それを膨らます事も出来るし、新たに作ることも出来るのではないかと思います。

菊池座長

はい。村長。

馬場委員

はい。私の方では学校も小規模校です。そういう今先生達お話ししているような、教育っていうものを、地元の植菌、しいたけ農家ですか。そういう人たちを頼んで、植菌したりいろいろ学習しているようです。私はこの森林環境税に関しては、ベンチとかそういうものを整備していただいているような認識しか無いですが、道の駅に整備していただいたり、学校には学習机と椅子ですか、セットにしながら整備していただいているようで、大変ありがたく思っているところでもあります。また、いろいろ資料を見ていると、この間伐材の利活用っていうものが一番教室にとって話題になっているし、県としても推進して行きたいという事で、私たちもこれでは取りかかって行かなくちゃならないなと考えていますが、林業に携わる業者っていいですか、そういう人たちが皆無になると同じくらいになってんですよね、だから新しい若い人たちが、これからそれについて行くかっていうと、難しい点があろうと思いますが、今林業の作業形態で見ますと、随分機械化になっていますよね。ユンボ使ったり、バックホウ使ったりして、そういうこともいろいろ試験的にでも使うのも、地域でやるのは大変だろうと考えてますが、それについても、助成制度が整ってますよと森林組合からお話伺っているところでもありますので、間伐よりも結局路網といいますか、路網整備をしなくちゃ機械が入らないということですから、セットにして考えなくちゃならないと思ってます。なかなか人口的にも少ないので、いろいろ知恵を変えながら進んで行きたいと思っております。

菊池座長

はい、どうもありがとうございました。

小椋委員

2-25のところの県民参画の推進ですが、間伐等の森林整備から木材の加工、木製品の活用までの一連の体験・見学会っていうのがあるのですが、私の会社では、これはもう20年前くらいから36回くらい、伐倒と製材の見学会っていうのをやっています。対象は大人20人なんですけれど、1回に私たちのスタッフ7、8人ついて、1泊2日でやります。これ本格的に山に行って、何十センチの直径のある大きな木を切って、それをそのままうちの工場に持って来て、切って、板にするところまでを見てもらうんですが、これがだいたい木材の加工っていうと、そこまで大規模になかなかできないっていうか、クラフトになってしまうと思いますが、実際そこら辺にある木が山からどうやって来るのかっていうのを見ていただくとすれば、製材工場っていうのは、どうしても、一連の輪の中に設けられたもの、必要なところだと思います。県内の製材工場っていうのは、結構今までの仕事の言え、どんどん数も減ってるというところもあります。もうちょっとそういうのをやってみてもいいっていうような工場があれば、製材工場ももう一回別な面で光をあてて、こういう学習の方に使うっていうような考

えもすごくいいのではないかと思います。

以前に福島大学の教育学部の技術系の先生が、生徒さんとおいでになった事があって、木の木彫りをするからというようなことで、丸太から全部見にこられました。それも福島大学の学生さんたちにもし単位が出せるとか、何かいろいろなことがあれば、学生さんがいらっしやって夏休みの間に、山に行って木を切るところを場合によっては見ていただけるので、製材も見て、五感で感じていただいて、木の事を知っていただければ、そういうのが県民参画っていうのになると思いますし、中学生から大学生くらいの方までやれますけれども、大学生の方などはいろいろ感じていただけて、その後に活かすというのができるメニューだと思いますので、そういうのもいいなと思います。

あと、2-23に広葉樹林化とありますが、針葉樹を広葉樹に変えていく、そういう意味でしょうか。技術的にどうなのか分からないですけれども、バランスのとれた混ざったところになれば、小動物とか昆虫も、いる種類が変わるっていう事ですし、これはどんどん進めたら福島県全体の森がすごく魅力的になるんじゃないかなと思います。以上です。

菊池座長

はい、どうもありがとうございました。前の会でちょっと出てたのですが、この会で毎年現地調査に入ります。現地調査の後の御意見として、これはこの中だけのインタビューではなくて、是非一般の人に開放するか、もしくは旅行会社と提携して県内の林をみてまわるとい、こういうツアーを積極的にやったらどうかという意見が何度か出てたように思います。ですから今の御意見と関わらせて、最低でも春夏秋冬、それぞれの福島の森林を巡る、出来れば毎月、バスをしたてて、一般に公募するか、もしくは旅行会社でそういうツアーを、福島の森林巡りツアーみたいなものを作って、小椋さんが話されたみたいに森の木がいったいどういう運命たどるのかという事も含めたですね、そういうインダストリアルアーキオロジーみたいなおおげさに言わないですけれども、そういった広報活動を、ただ単にビラ配るとかそういう事だけではなくて、是非積極的に企画していただきたいという気がします。出来れば学校の先生方とか、それから学生とか、周りに影響力を及ぼしうるような人たちを積極的にリクルートしながら、彼らに観ていただく。それを普及していただくというような、戦略的な企画っていうのを是非やっていただきたいという気がします。木田さん何か。

木田委員

森林環境税は、当初水源かん養を目的として始まった税という性格が非常に強かったのですが、資料2の15ページなんかを見てると、時代が少しずつ変わってきたのかなと、拡充すべき視点が非常に変わっているのを改めて実感しました。それを踏まえてその次のページ、17ページに森林整備と併せて竹林整備というが書いてあります。森林整備は路網整備とか、木

質バイオマスと併せた利活用のサイクルがうまく出来てかなり進んでいる印象があります。ただし、竹林整備に関しては、かなり荒廃の原因となっているものの、木質バイオマスとして扱うには、かなり問題があるような印象を受けています。森林環境税自体が元々パイロットファーム的な試験的な物に特化して行いましょうという性格を持ったものなので、是非、竹林整備、これから課題となって来ると思うので、そちらの方の研究、調査なども是非力をいれていただけるといいのかなと非常に感じました。

それと、これは基本的な事なんですけど、福島県県土の70パーセント森林が占めてます。おそらくその比率というのは、今後劇的な変化があることは無いと思います。私たち県民というのは、東日本大震災前からその後もそうなんですけれど、森林からの恵みという物をあたりまえのものとして、意識したことということがかえてないのかなと思います。例えば空気であったり、水源地の水であったり、あとは水路保全という言い方がよくありますが、水害それから土砂災害防止している機能など、そういったものを森林環境税のPRと併せて、こういったものが森林で、県土の当たり前として、県の安心安全の前提になっているという、こういった趣旨なども必要なのかなと感じました。

菊池座長

最後、松本さん。

松本委員

今まで、こちらでたくさんの事を森林環境税でしてきた訳ですけども、そのPRの事に関してですが、どういったパンフレットを学校で渡すのか分からないですが、普通に羅列して森林環境税こういうことですよというものでは全然頭の中に入って来ないと私は思います。もっとインパクトのある言葉を一番上に持ってきて、「皆さんご存じですか、森林環境税を、皆さん払ってらっしゃいますよ」的な、インパクトある事を正面に持ってきて、それでそのクラス以外に関しては、後々分かればいいんじゃないかと思ひまして。まず、印象的な事を一番頭に持ってきて、もしパンフレットか何か作るのであれば、そういうふうな形にしていけば、少しは森林環境税という名前が頭に入ってくるんじゃないかとちょっと思っていました。

そうですね、前にタウンミーティングあった時に、会津地区でしたが、いろいろなこういう事業が、テーマは分かるのですが、一体この森林環境税を使って福島県がどういうふうな方向に行きたいか、その全体像が分からないとおっしゃった方がいらっしゃいましたが、全体的に森林環境税で様々な事業をしてるのはいいのですが、何かこう大きな一つの森林環境税を使った、はっきりとした事業があれば。モデルケースの様な場所があると、森林県としての印象が、はっきり出て来るんじゃないかなと思っております。

菊池座長

何しろ福島は広すぎるので、難しいですが、ただ今日の御意見いろいろ

伺ってしまして、個々の政策と最末端のところの、現場の個別的な対応差というのが、必ずしもまだ完全にマッチングしていないと、そのところをどういうふうに塩梅しながら、最末端まで当初の意図を伝えるんだと、当初のお金の使い方が効果的の使えるかというようなところまで、是非きめ細かくですね、考えていただきたいというのが一つのポイントだったと思います。

あとは、前年度は年4回やったんですけど、今年は少なくてもっと意見言いたいところなんですけど、時間が限られていて、すいませんが今日のところはこれにて終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

次に議題のその他。

森林保全課長

森林保全課長の鈴木でございます。手短にお話させていただければと思います。資料4の方にですね、全国植樹祭の開催決定についてということとつけさせていただきます。中身は簡単に言いますと、平成30年の春に天皇皇后両陛下来ていただきまして、国土緑化のシンボリックな行事である全国植樹祭を開催するということが正式決定になってございます。昭和45年に開催して、本県では2回目ということになります。昨年12月にその開催会場も、正式に国土緑化推進機構と協議して決まっております。「南相馬市原町区雫地内の海岸防災林」ということとでございます。裏面をめぐっていただきますと、原ノ町の駅から南東方向に、海岸防災林をここに造成しておりますが、少しその端の高台のところとでございます。植樹祭をやる頃にはですね、津波で失われた森林を取り戻す姿というのを見ていただけるというような事で、会場も決まったという事です。今後その整備を進めていく事になります。また、後ろの方には今後の取組についてという事で、方向性を書かせていただいております。森林環境税の方につきましても、県民参画の推進の中で、植樹祭を契機に一人一人が参画する森林づくりを拡大する、そして意識を醸成するという事でございますので、一点目、苗木のスクールステイということで、今年度始めております。すでに105校でドングリを拾って育てている活動をしておりますけれども、来年も広げて240校まで持って行きたいと思っております。それから各家庭でやる苗木づくりも進めて行きたい。次のページでありますけれども、森林とふれあう交流会というのは、今年度は県民の森で250名ですね、森の案内人の講師の方にもお世話になって開いておりますが、これの方も開催していきたい。それからリレー植樹というのも次のページにあります。県内各地での植樹活動を進めて行きたい、ということとでございます。うつくしま育樹祭も毎年行っておりますけれども、植樹祭のイベントということで今年度いわきで380名と、大変多くの参加の方を得ることが出来ました。これもやっていきたいということとでございます。

最後に次のページ、シンボルマークと開催テーマということで、シンボ

ルマークはすでに応募の期間を締め切っておりますが、開催テーマ2月19日まで公募期間で今募集かけているところでございます。専門の委員会で検討しまして、実行委員会に諮っていき、という流れでございます。先程から話題になっている、いくつかに触れますと、PRでございますが、私も以前からこの会に出ていて、森林環境税のPRと言う事で、こういう植樹祭のチラシを作る時に、必ずここに県民参加の森林づくりを推進のために、森林環境税が活用されてますとっておりますが、あまり確かにインパクトはないかもしれませんので、今後もしっかりPRをしていければ、と言うことでございます。あと大学との連携で、福島大学さんの方でも窓口がありまして、何か連携することありますか、と言うことで、聞かれますので、一応当課の担当の方では、今言ったボランティアの活動でも、高齢化の話もありましたけれども、学生の方と一緒に出来ないかといったような話も窓口の方とは始めておりまして、全国植樹祭でもお弁当を出しますが、長野県の植樹祭での弁当は学生さんが考えられているということですので、県産材の割り箸ですとか、ベンチですとか、そういった物をこれからどんどん作っていきますので、機会を作って元気にやっていきたいと思っております。以上です。

菊池座長

はい、どうもありがとうございました。

司会

はい、その他でございますが、次回の懇談会は3月下旬を予定させていただきたいと思っております。日程等につきましては、時期が近づきましたら、またご都合等伺わせていただくとお思いますので、その節はよろしくお願い致します。

菊池座長

はい、どうもありがとうございました。

司会

菊池座長ありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり御討議頂きましてありがとうございました。

これもちまして、平成27年度第1回「森林の未来を考える懇談会」を閉会いたします。なお、森林環境基金事業のお知らせになりますが、2月6日に「森林文化フォーラム福島の森林から未来をつくる」を郡山市中央公民館において開催いたします。このフォーラムは本日参加頂きました、福島大学経済経営学類沼田先生のコーディネートより、「森に育まれた文化に学び、生かし、未来を考える」をテーマにパネルディスカッションを行う事としてございます。詳しくはお手元のチラシのとおりでございますので、よろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

以上